個人情報を含む担保設定契約書類等の紛失事案の発生について

当協会本店営業部において、根抵当権設定契約書2通及び不動産登記簿謄本等を綴ったファイルを紛失する事案が発生しました。今後、同様の事案が発生することのないよう、対策を速やかに実施します。

なお、紛失事案が発生した本店営業部のほか、全営業店において当該書類の捜索に時間がかかり、公表が遅れることとなったことにつきまして併せてお詫び申し上げます。

1 発生日・発覚日

発生日:紛失であり、不明(誤廃棄の可能性が高い)

発覚日:令和4年2月7日(月)

2 事案概要

令和4年2月7日(月)、お客様から根抵当権抹消のご依頼を受け、抹消に必要な根抵当権設定契約書を交付しようとしたところ、書類の紛失が発覚しました。

3 漏えい等の内容

根抵当権設定契約書に記載された、お客様(法人代表者様を含む)根抵当権設定者(所有者)4名の個人情報である「氏名」、「住所」、「生年月日」のほか、根抵当権の内容(債務者名、根抵当権極度額及び担保とする不動産)。

4 対応

2月9日(水)、お客様(法人の代表者様)に紛失の事実をお伝えし謝罪しました。また、根抵当権の抹消手続については、法務局による「事前通知」の方法で手続ができることを説明し、ご了解をいただきました。この紛失に関しましては、債務完済に伴う誤廃棄の可能性が高く、現時点で二次被害が確認されていないため、他の3名のお客様に対しては、法人代表者様の意向等も踏まえ、紛失に関する通知等は控えさせていただいております。

5 再発防止策

紛失事案の発生を重く受け止め、「5 S」の観点から保管場所の整理整頓を行うとともに、 現在、全営業店において適切な書類管理について全件調査を進めております。

なお、改めて担保関係書類の廃棄を含めた管理を徹底してまいります。